

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：多機能型児童発達支援センターベース	種別：児童発達支援センター
代表者氏名：古川 美波	定員（利用人数）：30名（76名）
所在地：愛知県岩倉市西市町榎東37番地1	
TEL：0587-58-5122	
ホームページ： https://www.npohoujinai.org/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：令和5年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：特定非営利活動法人あい	
職員数	常勤職員：18名 非常勤職員：2名
専門職員	（管理者）1名 （児童発達支援管理責任者）1名
	（保育士）7名 （児童指導員）6名
	（言語聴覚士）1名 （調理員）2名
施設・設備の概要	（居室数）5室 （設備等）遊戯室・医務室・調理室
	相談室・園庭・静養室

③理念・基本方針

★理念

・法人

障がいや環境によって、生きづらさや困難さを抱える原因や理由は人それぞれです。
ひとり一人が理解されあい、認めあい、支えあい、暮らしていける社会を目指します。

・施設・事業所

お子様の「できる」「できそう」から始める療育支援を行う事業所です。ひとりひとりの違いを理解して、違いに合わせた学びや支援があり、違いがあっても自分らしく生きるためのサポートをしていきます。

★基本方針

TEACCHプログラムに基づいた個別化した療育と社会性の段階に応じた集団療育を行います。
ライフステージ（幼児期、学齢期前期、学齢期後期）に応じた必要な課題設定を行います。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・障害特性を軸にした科学的根拠に基づいた支援
- ・保育所等訪問や学校巡回など他のサービスと連携した途切れない支援
- ・将来の課題も見越したライフステージに応じた課題設定
- ・フォーマル、インフォーマルアセスメントの活用

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和8年4月8日（契約日）～ 令和 年 月 日（評価確定日） 【令和8年5月15日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 （令和 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆誇りを持った事業運営

法人代表、副代表の事業（療育：児童発達支援）に対する強い思いがあり、それが「子ども中心」の支援につながっている。保育に欠ける子どもを預かる場所ではないことを徹底して貫き、それを理解した職員の支援によって、保護者からも絶大な信頼を得ている。市内における中核的な児童発達支援センターであり、リーディングカンパニーとしての誇りが感じられる。

◆市全体を俯瞰した計画

市レベルでの支援の質の底上げを、中核的な児童発達支援センターとしての使命として取り組んでいる。まだ成果は出ていないが、当事業所だけでなく、市内の同業他事業所の支援の質の向上を図ろうとしている。そのための施策として、既に職員教育用のテキスト（ハンドブック）は完成の域にあり、次年度以降に具体的な取組みが始まろうとしている。市との密な連携の下、市全体を俯瞰した計画が着々と進められている。

◆子どもが見通しをもって生活できる環境

子どもの特性が一人ひとり異なり、それに伴って対応も異なってくる。子どもが自ら生活や遊びに取り組める工夫が随所に見られた。毎日、子ども一人ひとりに合わせた「シナリオ」（スケジュール）を作成している。遊ぶ場を選択できるような空間の環境設定を行い、遊びを選択できるチョイスボード等は特性のある子どもにも見通しが持ちやすく、主体的に活動できるアイテムである。一人ひとりの子どもに対し、その日、その時の状態に合わせて支援を行うための環境設定が充実している。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画の策定と周知

中・長期的な展望は法人代表と副代表との間で話し合われているが、職員にまで伝わることはほとんどない。3～5年後を見据えた中期計画を副代表が起案しているが、代表を含めた職員への内容の周知や討議には至っていない。法人内の職員育成に留まらず、他事業所のレベルアップ等、中・長期的に取り組む課題も多い。法人代表、副代表、管理者等が目指す3年後、5年後の事業所（法人）のあるべき姿を、中・長期計画として明文化することが求められる。さらに、それらの構想を幹部職員だけに留めず、職員周知を図って単年度事業計画の礎とされたい。また、保護者や地域、社会にも公開し、事業所（法人）の進まんとする方向を広く示されたい。

◆文書整備の遅れ

支援内容の充実に比較して、規程やマニュアル等の文書整備の遅れが目立つ。事業所としての質の高い支援を検証する際に、均一的な支援の提供も1要素となる。その均一的な支援を提供するためには、職員誰もが同じ支援をすることを可能とする標準的な実施方法の確立が必須であり、そのための手順書として規程やマニュアルが必要となる。必要な規程やマニュアル類を抽出し、優先順位を設けて整備に取り組むことを期待したい。

◆職員参加での話合い

事業所開設から日数が浅く、職員全員の足並みが揃うまでにはまだまだ時間を要する中で、職員の意識を統一するためには、トップダウンで物事を進めていかざるを得ない状況ではある。職員一人ひとりが組織の一員としての自覚が持てるようになるためには、トップダウンのみならず、自ら会議を運営したり、検討会議等への参加も必要である。事業所全体の職員の資質向上の観点からも、職員一人ひとりが組織の一員である自覚や責任が持てる組織作りを検討されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

	自己評価	第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	b ①・b・c
＜コメント＞ ホームページやパンフレット、職員の「心得」等に法人理念を記載し、「人それぞれの違いを理解し、認め、支える」社会の実現を目指している。職員には入職時や定期的な面談等の機会に説明し、保護者には見学等の契約前の段階で詳細な説明を行っており、法人（事業所）の理念や方針、支援方法等を理解した上で契約している。保護者への理念、方針の周知率は、82%と高い。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

	自己評価	第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ①・b・c
＜コメント＞ 市の委託を受けた中核児童発達支援センターであり、市をはじめ自立支援協議会や要対協（要保護児童対策地域協議会）、保健センター等と連携して活動している。それらの連携や交流の中から幅広い情報を得て、事業運営に活かしている。市内の同業7事業所を束ねる立場にあり、市レベルでの児童発達支援事業の底上げを目指している。		
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	b a・②・c
＜コメント＞ 開設から3年が経過した事業所である。開設初年度は職員の離職が続き、バックアップ体制が整っていなかったが、徐々に職員雇用が安定し、3年目（令和7年度）の離職者はゼロである。利用希望者は多いが、定員やキャパシティの関係で当事業所では受け入れられない。打開策として、市内の他事業所の質的な向上を後押しすることとしており、次年度以降の取組みに期待したい。		

Ⅰ-3 事業計画の策定

	自己評価	第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	b a・③・c
＜コメント＞ 中・長期的な展望は法人代表と副代表との間で話し合われているが、職員にまで伝わることはほとんどない。3～5年後を見据えた中期計画を副代表が起案しているが、代表を含めた職員への内容の周知や討議には至っていない。法人内の職員育成に留まらず、他事業所のレベルアップ等、中・長期的に取り組む課題も多い。それらを、中・長期計画として明文化されたい。		
Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	b a・③・c
＜コメント＞ 法的に作成・提出が求められるレベルで、事業計画書と事業報告書が作成されている。事業計画書には、課題解決のために重点的に取り組む項目を挙げ、期中の進捗を管理するためにも具体的な数値目標や到達点を設定することが望ましい。事業報告書には、事業計画で取り上げた重点項目を中心に、目標の達成度合いを含めた詳細な説明が求められる。		

1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
1-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	c	a	・ b ・ ㉔
<コメント> 事業計画書や事業報告書が行政報告用の形式的な形のため、具体的な内容が職員には周知されていない。年間3回の面談や職員会議（ミーティング）、研修等の機会を捉え、職員の事業運営への参画意識の醸成を図ることを望みたい。				
1-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	b	a	・ ㉕ ・ c
<コメント> 不定期ではあるが、2～3ヶ月に1度「ベ－すつうしん」が発行され、行事中心に事業所の活動や取組みを保護者に伝えている。保護者は事業所の運営方針を理解しており、子どもの療育に関する意識は高い。行事計画や報告に留まらず、保護者の興味や関心の高いことを中心に、法人（事業所）がやらんとする事業の内容を周知する取組みに期待したい。				

1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		自己評価	第三者評価結果	
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
1-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	b	㉖ ・ b ・ c	
<コメント> 科学的な根拠に基づくTEACCHプログラムを用い、子どもの特性を理解した上で一人ひとりに合った提案、支援を行っている。預かり保育とは一線を画し、家庭（保護者）をも巻き込んだ支援システムは効果を挙げており、保護者からの評価も高い。職員雇用が安定し、継続して職員の育成が図られている点も支援の質的向上の要因となっている。				
1-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	b	a ・ ㉗ ・ c	
<コメント> 第三者評価の受審は今回が初めてであるが、法定の自己評価や保護者評価を行っており、それらの結果を分析して課題を抽出している。把握した課題に関しては、優先順位を付けて改善に取り組んでいる。これまでに、支援方法や環境整備、職員研修等々の改善が図られている。課題としては、改善に関する一連の記録の整備、実施後の効果の検証等が挙げられる。				

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		自己評価	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	b	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 管理者は自発管（児童発達支援管理責任者）を兼務し、「運営規程」に職責が明記されている。ただ、多機能型事業所として放課後等デイサービスや保育所等訪問事業の自発管をも兼務するため、現場支援の活動が多岐に亘っている。そのため、「運営規程」に定める「職員及び業務の管理を一元的に管理する」部分については、主要な部分を代表や副代表に委ねる現状である。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	b	④ ・ b ・ c
＜コメント＞ 管理者は自ら法的知識の理解を深めるに留まらず、代表や副代表と連携し、またチーフ職員の協力も得て、職員のコンプライアンス意識の醸成に努めている。既に、令和8年度中に法制化される「こども性暴力防止法」に関する研修を実施し、すべての職員が受講している。「研修報告書からも、職員の知識・意識の向上が見てとれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	b	④ ・ b ・ c
＜コメント＞ 管理者の前職は障害児施設の支援員であり、様々な障害特性に関する知識や対応技術を豊富に有している。配下の3名のチーフ職員とともに職員の育成・指導にあたり、TEACCHプログラムを基に各種の研修を行っている。代表、副代表との信頼関係の下、職員や保護者からも厚い信頼を得ている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	b	④ ・ b ・ c
＜コメント＞ 離職がなく、職員雇用が安定していることから勤務シフトにゆとりがある。担当制を取らず、当日の利用者と出勤職員の顔ぶれを見て、2グループの「シナリオ」（生活支援体制シート）を作成し、利用者の日課と職員シフトの相関が明確になっている。「シナリオ」により、子どもが「何をしたらいいのか分からない」時間をなくし、充実した療育の実践につなげている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		自己評価	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	b	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 現時点で必要とする職員は充足しており、職員雇用が安定していることから採用計画は作成されていない。欠員が生じた場合に採用活動を行うこととしているが、今後策定されることとなる中・長期計画と連動させた充員計画を作成することが望ましい。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	b	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 人事考課を行って処遇（賞与等）に反映させる等、一部に成果主義を取り入れているが、基本は終身雇用を前提とした年功序列型のキャリアパスである。職員個々の目標管理も行っているが、キャリアパスや人事考課との連動が見られない。人事考課の結果を集計・分析し、事業所としての強みや課題を把握することを期待したい。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。				
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 過去1年間（令和7年度）に離職者はおらず、結果から見ても働きやすい職場の実現と言える。経営層の考え方を職員が理解し、同業他事業所との支援の質の違いを認識して支援にあたっている。職位・職階による有給休暇の取りづらさはなく、時間外労働や持ち帰り仕事はない。ワーク・ライフ・バランスにも配慮しており、複数の正規職員が時間短縮勤務を行っている。				
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	b	a ・ ① ・ c	
＜コメント＞ 「自己・他者評価表」を用いて職員個々の目標管理を行っているが、体系的な取組みとなっていない。制度化されている年間3回の面談の機会を活用し、職員個々に適切な水準の目標を設定することが望ましい。進捗管理や最終評価を曖昧にさせないためにも、具体的な数値目標等を設定し、また事業計画の重点課題とも連動させることを望みたい。				
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	b	a ・ ① ・ c	
＜コメント＞ 「年間研修計画」が作成されており、研修の名称だけでなく、それぞれの研修を主管する委員会や研修目的、記録名等が記載されている。研修後には「研修報告書」が作成され、管理者、副代表、代表が目を通して見ている。ただ、「研修報告書」の「所感」として記載された研修での学びや気づき、アクション・プラン等が、支援の現場に反映されたかを検証する仕組みはない。				
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	b	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 「年間研修計画」に沿って職員研修が実施されており、職員配置に余裕があることから、職員はほぼ予定通りの参加が可能となっている。何らかの理由で研修の履修ができなかった場合には、代替えのWeb研修で不足を補う仕組みもある。職員個々の研修機会は十分に確保されている。				
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	c	a ・ b ・ ①	
＜コメント＞ これまでに、実習生の受入れ実績はない。養成校等から依頼があれば受入れを検討することとしているが、受入れにあたっての体制整備やマニュアル、カリキュラム等の準備はなく、積極的な受入れの姿勢は見られない。次代の福祉職の養成を組織の使命として捉え、積極的に実習生の受入れに取り組むことを期待したい。				

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		自己評価	第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	b	a ・ ㉓ ・ c	
＜コメント＞ パンフレットやホームページを使い、法人や事業所の情報を公開している。ただ、ホームページに関してはリニューアルが実施されたため、アクセスがやや難しくなっている。ホームページの中に「各種公表資料」のコーナーを設けているが、その中に苦情に関する情報（苦情解決の体制、苦情受付けおよび解決の内容等）を掲載する言葉望ましい。				
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	b	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 各種規程やマニュアルに従って事業所の事務や経理、取引等が行われており、現金出納は小口現金制で管理している。物品の購買等の決裁権は法人代表が有し、出納責任者は事務職員が担っている。決裁者と出納責任者の役割を2者に分かち、内部牽制が働く仕組みを整えている。				

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		自己評価	第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	c	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 子どもと地域とを結びつける取組みが十分とはいえない。理念の中に「理解されあい、認めあい、支えあい…」との一節がある。これは、単に子どもと職員だけの関係づくりではなく、地域をも含めた社会づくりを意図していると認識されたい。将来の子どもにとっての暮らしやすい社会づくりは、地域の障害者理解を推進することも大きな要素となる。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	b	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ かつて学生ボランティアを受け入れた実績はあるが、今年度は受入れがない。まずは、ボランティア受入れの意義・目的を明確にした方針を示し、一連の流れをマニュアルとして整備することが求められる。秘匿性の高い個人情報も多く有する事業所であることから、守秘義務条項もマニュアルに盛り込み、口頭伝達に留まらず、「誓約書」等を書面で徴取することが望ましい。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	b	③ ・ b ・ c
＜コメント＞ 地域の社会資源を一覧化したリストは作成していないが、市が作成した「福祉ガイドブック」をリストに代えて活用している。関係機関との連携は代表と副代表がその任に当たっており、市の担当課以外にも学校教育課や保健センター、自立支援協議会（子ども部会、相談部会等）、要保護児童対策地域協議会等との密な連携を図っている。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	c	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 法人代表や副代表が、行政や様々な関係機関と連携する中で、地域の福祉ニーズを拾っている。特に、代表が保健センターや学校教育課の担当者と保育園や各種学校等を巡回しており、そこで得られる情報量が多い。ただ、それらの情報を事業所内で共有するには至っておらず、職員が同一方向に向かって歩を進めるためにも、職員間の情報共有が望まれる。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	c	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 事業所（法人）幹部は、市内の中核的な児童発達支援センターであることを自覚している。地域の福祉ニーズに応えるためには、同業他事業所の質的な向上なくしては実現が難しいと考えている。そのために、教育用のハンドブックを作成し、他事業所職員の啓蒙や底上げを図ろうとしている。1年後、2年後の成果を検証したい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	b	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 子どもの人権尊重や発達特性に応じた支援の基本姿勢は「ベーススタッフの心得」に記載され、入職時、年度当初、年2回の虐待防止研修等で職員周知している。実際の支援においても子どもの意思や反応を大切に関わるように意識してはいるが、職員により支援の捉え方や実践に差異が生じており、職員周知や共有は十分とはいえない。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 子どもの権利擁護については、「虐待防止及び身体拘束適正化計画」や「ベーススタッフの心得」に基づき、年2回行われる研修において職員周知をしている。子どものプライバシー保護については、「個人情報取り扱い規程」に明記されている。排泄や着替え時はカーテンやパーテーションを利用する等の工夫をしているが、職員により意識に差異が生じている場面も見受けられる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	b	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 事業所の情報はホームページで公開している。利用希望者は基本的に市役所をはじめとする諸機関からの紹介が主となっている。見学希望者には、代表や副代表がパンフレットに基づいて事業所の特徴や支援内容を説明し、保護者からの質問にも丁寧に答え、見学希望者の理解が進むよう努めている。課題として、利用者目線での情報発信ができるような体制の構築を挙げている。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 支援の開始時には、「重要事項説明書」や「個別支援計画」の内容について保護者に個別に説明し、同意を得た上で契約をしている。事業所の特性上、説明時には専門用語も多く、保護者が理解しやすい説明について課題と捉えている。配慮が必要な保護者については、その都度適切な対応に努めているが、職員全員が同じ対応ができるようルール化することが望ましい。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	b	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 保育所等への移行については、保護者の同意の上で移行会議を行い、これまでの支援内容、支援経過等の書面を含めて移行先に情報提供し、継続的に円滑に支援が行われるようにしている。保護者にも移行後の支援の流れについて説明し、不安軽減に配慮している。移行先への情報提供については、渡す書類の特定や情報内容について、事業所内で統一することが望まれる。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	b	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 利用者満足度の把握は送迎時の会話や連絡ノート、年2回の個別面談、年1回の保護者アンケート等で行っている。収集した意見については職員会議で共有し、検討が必要な事項については、代表や副代表からのトップダウンで対応している。収集した意見については、課題を抽出するための検討に職員が参加することや、対応状況を可視化することが望まれる。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	b	a ・ ⑥ ・ c
＜コメント＞ 苦情解決の体制が整えられ、「重要事項説明書」に記載し、玄関にも掲示して保護者に周知している。現在苦情申し立てはないが、苦情解決の仕組みや流れ、保護者へのフィードバックや公表、苦情を活用してのサービス改善への流れ等について、職員間での共有を深められたい。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	b	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業所の特性上、口頭や電話、面談等で保護者からの相談は多く、基本的には子どもの担当職員が対応し、管理者、副代表、代表に報告し、職員会議で共有している。保護者によっては意見を伝えにくい場面も見受けられるため、職員の誰にでも相談や意見が伝えられるよう、保護者への周知の工夫が求められる。			
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	b	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 保護者からの相談を職員共有する流れは職員周知されており、対応できている。検討が必要な事案については、現状トップダウンで対応している。個別面談での相談は記録しており、その他はケースバイケースで記録に残している。相談受付から対応、記録の有無等を含めたマニュアルの作成が望まれる。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	b	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「事故防止マニュアル」や「緊急時対応マニュアル」が整えられ、それに基づいたフローチャートが各部屋に掲示してある。ロールプレイを含む職員研修を通して、事故対応について職員周知をしている。「ヒヤリハット報告書」に記入をして職員会議で職員共有をしてはいるが、傾向や対応策の検討までには至っていない。職員により安全、危険意識の差異も見受けられる。			
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a	① ・ b ・ c
<コメント> 「感染症対応マニュアル」が整えられており、管理栄養士が衛生面を含めた研修を実施し、職員周知を図っている。事業所の特性上、感染症は命に関わることもあるため、手洗いや消毒、室内換気、玩具や設備の衛生管理には細心の注意を払っている。感染症が発生した場合の対応については、保護者へは「感染症BCP（事業継続計画）」と口頭で伝えている。			
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	保39	b	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「防災マニュアル」や「災害BCP（事業継続計画）」が整えられ、地震、火災、洪水対応の避難訓練を行っている。避難訓練については、定型的な訓練内容になっているため、実際の災害を見据えた訓練内容について検討されたい。災害時の職員の役割分担についても明確化し、それに基づいた訓練を実施することが望ましい。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
		自己評価	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	b	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 支援の実施に当たり、支援手順や配慮事項等が記載された「ベーススタッフの心得」が作成され、入職時に職員全員に配付し、説明して職員共有を図っている。毎日のミーティング内でも繰り返し説明がされているものの、実際の支援場面では職員間の理解や実践に差異が生じている。職員が理解しやすい内容や文言、周知方法について工夫されたい。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 職員会議やケース検討会議等で、支援内容や手順について見直しを行っている。改善点については職員の理解度や実際の支援場面での対応等、事後の確認ができていない現状である。職員による差異の解消も含め、PDCAサイクルを活用して標準的な実施方法の定着を図られたい。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。				
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 法人独自の様式により保護者面談を行っている。子どもの状況や状態を把握した上で、保護者面談や関係機関からの情報に基づき、児童発達支援管理責任者が「個別の支援計画」を作成している。個別の支援計画と実際の支援とが異なる場合が多く、アセスメント内容と支援内容のつながりが不明確なケースも見受けられる。職員間での意思疎通をより密にすることが求められる。				
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a	④ ・ b ・ c	
<コメント> 「個別の支援計画」は、職員の観察や毎日の「支援記録」、保護者ニーズを踏まえ、必要に応じてケース検討を行い、達成状況や課題を整理した上で年2回の作成である。「個別の支援計画」を基に保護者面談を行い、同意を得た上で実際の支援が行われている。評価についての記録も残している。				
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。				
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 子どもの毎日の支援状況は、毎日のミーティングでの職員共有と「個別支援記録」、「日報」への記入で記録として残している。記録内容については、職員間での精度に差異が見受けられる。職員間での差異が生じないよう、「記録要領」の作成を通して職員共有することが望まれる。				
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	b	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 「個人情報保護規程」に基づき、子どもの記録は事務所の鍵のかかる書庫で保管されている。入職時に職員は説明を受けているが、その後の研修機会は設定されていない。個人情報を含む記録に留まらず、記録全般を管理する統一ルールを文書化し、情報漏洩防止、閲覧記録管理等、より深い理解につなげる研修開催が望まれる。				

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		自己評価	第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 副代表が「支援プログラム」を作成しており、その中に事業所全体での支援の方向性が示されている。事業所開設から日が浅く、地域との関係性や保護者ニーズに関する部分がやや抽象的な記述になっている。具体的な内容の記述になっていくことを期待したい。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a	① ・ b ・ c
<コメント> 「子ども中心」の考え方が徹底され、あらゆる場所や場面で子どもが充実した支援を受けられるよう配慮している。その日の「シナリオ」（生活支援体制シート）の作成により、子どもが「何をしたらいいのかわからない」時間をなくしている。さらに、子どもの生活リズムにも留意して支援している。			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	b	① ・ b ・ c
<コメント> 子ども一人ひとりの発達状況や日々の体調、情緒面での状態に合わせて支援を行っている。子どもの特性やペース、反応を丁寧に受け止め、それらを尊重して生活時間や支援内容、支援方法等を柔軟に調整している。「短く」、「肯定的に」、「具体的に」を基本とし、子どもに伝わりやすく、理解しやすいように言葉かけの工夫をしている。			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	a	① ・ b ・ c
<コメント> 様々な特性を持つ子どもにとって、身辺自立は目標であり、課題でもある。家庭での生活とすり合わせた上で、写真や絵で手順を提示したり、職員による部分援助や声かけ等、子どもが自分で行いやすいように物的、人的環境を整える工夫をしている。「シナリオ」（生活支援体制シート）にも、基本的な生活習慣を身につけるための要素（支援）がちりばめられている。			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもが見通しをもって生活できるよう、一人ひとりのスケジュール（シナリオ）がある。少人数で遊べるプレイエリア、一人遊びエリアが整えられており、チョイスボードから遊びたい遊びを選択して遊んでいる。一人遊びエリアも完全な個室ではなく、他児の姿が目に入るようにしていたりと、様々な視点から支援を行う工夫が見られる。			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51		a ・ b ・ c
<コメント> 非該当			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a	① ・ b ・ c
<コメント> 情緒の安定を考慮し、担当職員が優先的に関わったり、安心できるスペースを確保する等の工夫をしている。発達段階に合わせた子どもたちを同じ部屋で支援するため、探索活動や自我の育ちへの関わりは、基本的には担当職員が対応している。1対1での支援が必要な時には、同じ部屋の職員が連携を取りながら対応している。			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	b	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 発達段階や一人ひとりのスケジュールに合わせて支援を行っている。保育園や幼稚園等との並行通園をしている子どももあり、並行通園先に出向いて支援内容や支援方法等の共有を図っている。自分で選択した遊びをその子なりに遊び込めるよう見守る、SOSを受け止める、部分解除する等の関わりをしている。定型発達の道筋について、職員理解や職員共有を深められたい。			
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 一人ひとりの障害特性、発達段階を考慮し、子どもが見通しの持ちやすいスケジュールを提示している。さらに、その子どもに合った遊びの提示や刺激の調整等を行い、子どもが安心して安全に生活できる生活環境を整えて支援している。保護者面談によるニーズの把握、医療機関や並行通園先との連携等、支援に必要な情報を得られるようにしている。			
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	b	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 10時から14時が通常の支援時間であり、5歳児のみ17時までの支援が行われている。通常時間以外は保育園との並行通園を行っているケースもあり、子どもの状況に合わせた支援を行っている。通常支援時間と通常時間外の支援を兼務している職員もあり、引継ぎはスムーズに行われている。課題としては、どの時間帯であっても、支援内容や環境設定の質が担保されることが望まれる。			
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 保護者と子どもの学校見学への参加を通して、学校生活への見通しが持てるようにしている。生活習慣の定着や集団生活場面でのルールの理解、自己管理能力の育成について、保護者にも説明をし、学校生活への不安軽減と家庭での関わり方の共有を行っている。就学先には、法人独自の書面で子どもの特性について伝達しているが、伝わっていない部分もあり、要改善点となる。			
A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	b	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 子どもの健康状態の把握は、送迎時の保護者との会話や「連絡ノート」、健康診断等で行っている。障害特性により、白衣を怖がる子どももあり、歯科検診の練習として職員が白衣を着用したり、検診時に使用する器具に触れる機会を作っている。SIDS（乳幼児突然死症候群）の情報は、職員にも保護者にも周知が図られていない。午睡する子どももあり、正しい理解が望まれる。			
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	b	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 健康診断、歯科検診の結果は記録に残し、職員間で共有している。保護者へは異常がある場合のみ伝えており、必要に応じて再受診を勧めたり、生活面での配慮を助言している。検診結果を事業所での支援に反映させることは十分とは言えず、保護者への助言に留まっている。			
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	b	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 慢性疾患のある子どもは、保護者と連携を取って体調の変化に留意し、医師の指示書に基づいて個別に対応している。アレルギー児については、可能な範囲で除去食を提供している。食事を複数の職員で確認し、配膳を別にして子ども同士のスペースを開ける等の対応をしている。慢性疾患、アレルギー対応ともに個別対応が必要であり、「個別対応マニュアル」の整備を検討中である。			
A-1-(4) 食育、食の安全			
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 食事については、子ども一人ひとりの興味や関心の向け方が異なるため、「食育計画」は作成していないが、管理栄養士が中心となって保護者向けの研修を行ったり、子どもが食材に触れる機会を設けたりしている。一人ひとりの子どもの状態に合わせて食事の量や食材の形状、硬さ、食具を工夫して対応している。計画的に食育が行えるよう、「食育計画」の作成が望まれる。			

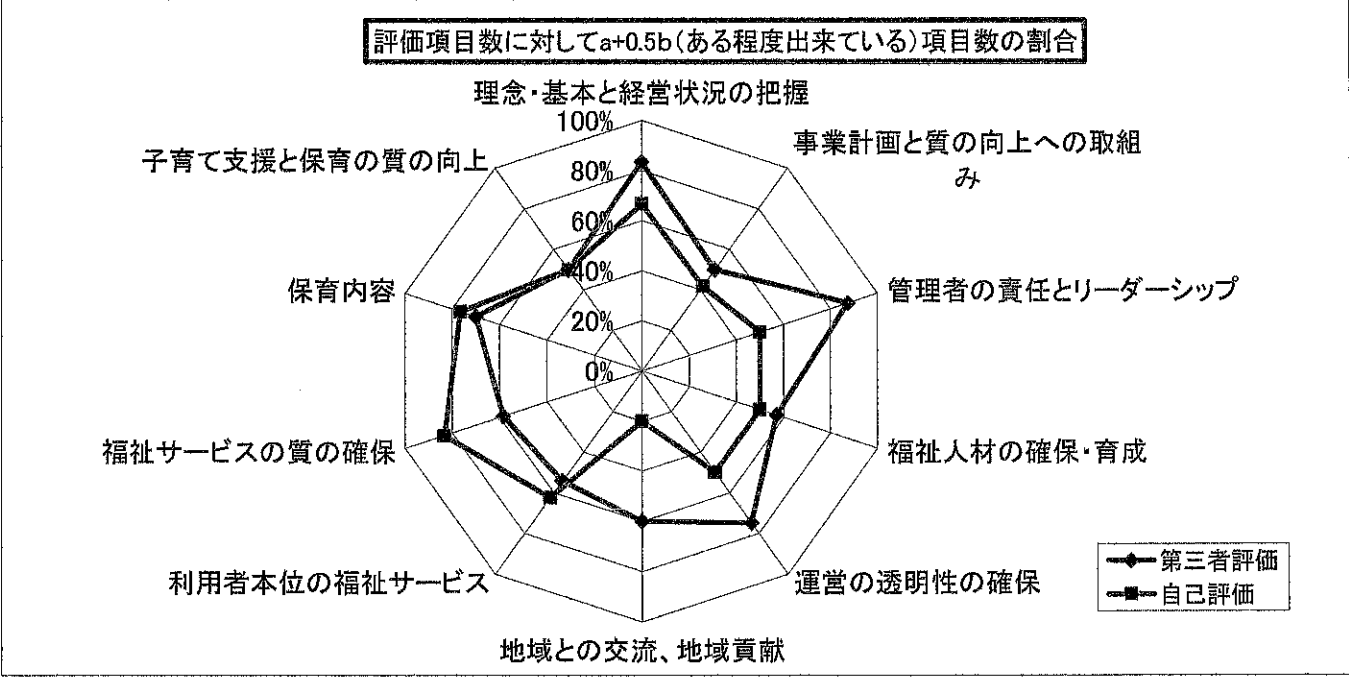
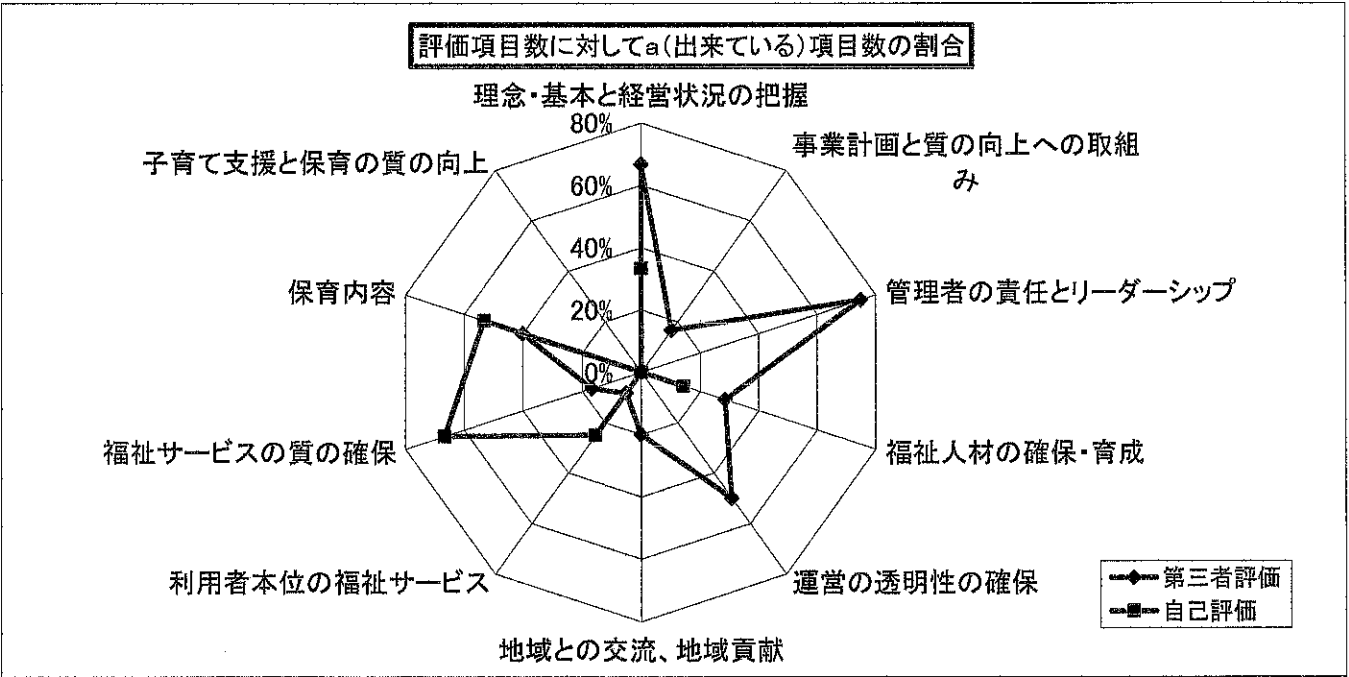
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	b	a ・ ⑤ ・ c
<コメント> 外部業者が作成する「献立表」に沿って食材が届く。管理栄養士の指示の下、子どもの嗜好や食べやすさを考慮して調理員が調理をしている。管理栄養士は支援員との兼務のため、子どもの食事の状況を把握でき、一人ひとりに合わせた調理につなげている。安心して食べられる食事提供に留まらず、「食」への興味や関心が向けられるような食体験の広がりを望みたい。			

A-2 子育て支援

	自己評価	第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	b a ・ ⑤ ・ c
<コメント> 家庭との連携は、送迎時の会話や「連絡ノート」、個別面談で行われている。事業所の特性上、保護者からの相談も数多く持ち込まれ、適切に対応して保護者の不安軽減につなげている。事業所から保護者への情報提供や意思確認等の面談も行っているが、一方通行になっている事例も見られ、保護者と相互理解するための職員の対応について工夫を要す。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	b a ・ ⑤ ・ c
<コメント> 保護者が安心して子どもを育てることができるよう、「連絡ノート」への記述や口頭での伝達は丁寧に行うように意識している。必要に応じて個別面談を行い、発達状態や生活面での不安を聞いたりアドバイスを行い、保護者の不安軽減を図っている。ただ、保護者対応について、深い部分まで話を聞いたりアドバイスができる職員は限られており、職員育成と相談体制の強化が望まれる。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	b a ・ ⑤ ・ c
<コメント> 虐待等の早期発見に向けた意識は職員共有されており、子どもの身体的、情緒的な変化を細かく観察するようにしている。「虐待防止及び身体拘束適正化計画」に基づいた研修も年2回行っている。具体的な判断基準や対応手順の職員理解には差異があるため、初期対応から連携機関への報告等の流れについて、職員全員が理解できるよう明確化することが望まれる。		

A-3 保育の質の向上

	自己評価	第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	b a ・ ⑤ ・ c
<コメント> 支援担当者は「個別支援記録」や「日報」にその日の支援について記録し、振り返りを行っている。職員会議やケース検討会議等で他の職員の意見を聞く機会もあるが、自身の振り返りに留まっている。職員個々の自己評価と他者からの評価をすり合わせたり、各職員の自己評価を事業所全体の課題の把握につなげるような仕組みづくりを期待したい。		



	評価項目数	第三者評価							自己評価						
		結果数a	結果数b	結果数c	a%	b%	c%	a+0.5b/項目数	結果数a	結果数b	結果数c	a%	b%	c%	a+0.5b/項目数
理念・基本と経営状況の把握	3	2	1	0	67%	33%	0%	83%	1	2	0	33%	67%	0%	67%
事業計画と質の向上への取り組み	6	1	4	1	17%	67%	17%	50%	0	5	1	0%	83%	17%	42%
管理者の責任とリーダーシップ	4	3	1	0	75%	25%	0%	88%	0	4	0	0%	100%	0%	50%
福祉人材の確保・育成	7	2	4	1	29%	57%	14%	57%	1	5	1	14%	71%	14%	50%
運営の透明性の確保	2	1	1	0	50%	50%	0%	75%	0	2	0	0%	100%	0%	50%
地域との交流、地域貢献	5	1	4	0	20%	80%	0%	60%	0	2	3	0%	40%	60%	20%
利用者本位の福祉サービス	12	1	11	0	8%	92%	0%	54%	3	9	0	25%	75%	0%	63%
福祉サービスの質の確保	6	1	5	0	17%	83%	0%	58%	4	2	0	67%	33%	0%	83%
保育内容	15	6	9	0	40%	60%	0%	70%	8	7	0	53%	47%	0%	77%
子育て支援と保育の質の向上	4	0	4	0	0%	100%	0%	50%	0	4	0	0%	100%	0%	50%
合計	64	18	44	2	28%	69%	3%	63%	17	42	5	27%	66%	8%	59%